

大内まちづくり協議会規約

(目的)

第1条 この会は、大内地区の住民及び各種団体が連携・協力して、大内地区の課題解決に努力し、地域力の向上を図り、豊かで住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、「大内まちづくり協議会」と称し、事務所は大内地域交流センター内に置く。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大内地区の課題解決及び地域力向上のための事業の企画及び実施に関する事項
- (2) 地区住民及び大内地区において活動する各種団体（山口市協働のまちづくり条例（平成20年山口市条例第46号）第2条第6号の規定による地域コミュニティ、同条例第14条第1項の規定による市民活動団体、事業者、教育機関及び行政をいう。以下「各種団体」という。）の連携及び活動支援に関する事項
- (3) 各種団体の事業活動の調整に関する事項
- (4) 山口市における協働によるまちづくりの推進に関する事項
- (5) その他、この会の目的達成のため必要な事項

(構成)

第4条 この会は、大内地区の住民及び各種団体のうち賛同する団体で別表に掲げるもの（以下「構成団体」という。）並びに学識経験者をもって構成する。
2 構成団体以外の団体のうち、当該団体の活動が第1条の目的達成に資すると認められるときは、当該団体を活動団体とすることができる。

(委員及び役員)

第5条 この会に次の委員を置く。

- (1) 前条第1項の構成団体を代表する者。ただし、大内連合自治会からは5名を選出するものとする。
- (2) 総務運営委員会委員長及び副委員長
- (3) 部会長及び副部会長
- (4) 会長が推薦する者 若干名

2 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 9名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において委員の中から選任する。この場合において、理事のうち2名

は、総務運営委員会委員長及び副委員長をもって充てる。

2 監事は、会長、副会長及び理事と相互に兼ねることができない。

(委員及び役員の仕事)

第7条 委員は、総会を構成し、この会の運営について審議する。

2 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 理事は、会長及び副会長を補佐し、この会の業務を掌理する。

5 監事は、毎年1回以上この会の会計を監査し、総会に報告する。

(委員及び役員の任期)

第8条 委員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により選任された場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会の議長は副会長が、理事会の議長は会長が務める。

(総会)

第10条 総会は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

2 定例会は、毎年1回開催し、次のことを議決する。

(1) 役員の選任に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 規約の改廃に関すること。

(5) その他この会の運営に関すること。

3 臨時会は、委員の3分の1以上の要請があったとき又は会長が必要と認めたときに招集する。

4 総会は、半数以上の委員の出席により成立する。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し次の事項を審議する。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) 総会に付議する事項に関すること。

(2) 緊急事項に関すること。

(3) 細則の改廃に関すること。

(4) その他会長が必要と認めた事項。

3 理事会は、半数以上の理事の出席により成立する。

4 理事会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(部会)

- 第12条 第3条に規定する事業を円滑かつ効果的に進めるため、別に定める部会を設ける。
2 構成団体及び活動団体は事業の運営に協力するものとする。

(総務運営委員会)

- 第13条 前条に規定する部会の部会長及び副部会長並びに会長及び副会長は、総務運営委員会を構成し、必要に応じて部会間及び理事会との調整を行う。
2 総務運営委員会は、会長及び副会長を除く委員のうちから、委員長1名及び副委員長1名をそれぞれ互選する。

(会計)

- 第14条 この会の経費は、市からの補助金及び交付金並びに寄付金その他の収入をもって充てる。
2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局員)

- 第15条 この会に、事務局員として事務局長及び事務職員を置く。
2 事務局員は、会長の命を受け事務処理をするとともに、会議で議長の許可を得て発言することができる。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 従前の大内地区まちづくり推進協議会の規約は、平成21年3月31日で廃止する。
- 3 この規約は、平成21年6月28日から施行する。
- 4 この規約は、平成22年3月3日から施行する。
- 5 この規約は、平成22年6月19日から施行する。
- 6 この規約は、平成23年3月30日から施行する。
- 7 この規約は、平成26年6月10日から施行する。
- 8 この規約は、平成28年1月16日から施行する。
- 9 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 10 この規約は、令和元年5月25日から施行する。
- 11 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条に規定する構成団体)

構成団体	
1	大内連合自治会
2	大内地区社会福祉協議会
3	大内地域交流センター運営協議会
4	山口市大内体育協会
5	大内地区青少年健全育成協議会
6	大内地区子ども会育成連絡協議会
7	大内地区人権学習推進協議会
8	大内地区民生児童委員協議会
9	大内地区福祉員協議会
10	大内地区老人クラブ連合会
11	山口市消防団東部方面隊大内分団
12	大内消防後援会
13	山口交通安全協会(大内分会)
14	大内っ子まもり隊の会
15	大内商工業振興会
16	山口県農業協同組合大内地区運営懇談会
17	山口県農業協同組合女性部大内支部
18	山口県農業協同組合青壮年連盟大内支部
19	大内小学校PTA
20	大内南小学校PTA
21	大内中学校PTA

<参考>

◇ これまでの構成団体から、以下の1~3の団体を削除した

- 1 山口地区防犯連絡所指導員協議会
- 2 山口市農業委員会(大内地区担当)
- 3 大内特別林野区

◇ これまでの北分会と南分会が1つになり、大内分会となる
山口交通安全協会(大内北分会・大内南分会)